

第23回期 第5回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成29年11月16日(木) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		小宅 正一
同 (同)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		関根 榮治
同 (中根松)		江田 利光
同 (大草)		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		小室 勝弘
同 (染)		川音 光平
同 (小貫・太田輪)		八木沼 進
同 (山白石)		佐藤 博
同 (同)		圓谷 広行

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第9号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画
変更の意見決定について

1件

議案第10号 農業経営改善計画書の認定に係る意見決定について

1件

- 6 農業委員会事務局職員
 事務局長 岡部 真
 主 査 木谷 裕人

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第5回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 あらためまして、こんにちは。第5回の農業員会総会を招集いたしましたところ、14日の福島県下農業員会大会に引き続き、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。また14日の大会の席上、当農業委員会が全国農業新聞の普及拡大に努めたということで表彰されております。これも皆様方のご協力の賜物と、厚く御礼申し上げます。また表彰状につきましては、会議終了後に事務局の方から、改めて報告をするようにいたします。 本日の議案は4件でございますが、いつものように公平性をもって慎重な審議をよろしく願います。 また総会終了後、農業関係団体との連携会議を予定しておりますので、全員出席していただくようお願いいたします。ご苦労様です。 本日の農業委員の出席は10名中10名、全員です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第5回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。なお、推進委員の出席は11名中11名、全員です。 議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p>
会 長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、9番、大河内一二委員、1番、會田陽子委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の木谷主査を指名いたします。 日程第3、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案の審議に入る前に、議案第7号農地法第3条①については、 委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p>

	<p>(委員退室)</p>
<p>会 長</p> <p>5 番</p>	<p>議案第7号、農地法第3条①について、中根松地区副担当の5番、会田嘉治委員の調査報告および意見を求めます。</p> <p>中根松担当の農業委員、会田です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第7号、農地法第3条第1項についての調査結果の報告、および意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、根岸、 さん。譲受人、根岸、 さん。11日午後2時より、地区担当の江田委員および譲渡人譲受人立会いの下、聞き取り調査をしてまいりました。 さんと さんは親子関係であります。申請の理由は、申請地を さんに贈与し名義変更するためということです。申請した土地は、 さんと昔に交換してあったのですが名義変更が出されてなく、近々名義変更する予定があり、父の さんは農業者年金を受給されていることから、制度上 さん名義のまま名義変更することができないということで、申請されたということです。</p> <p>農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく、許可相当であると思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、では補足説明を申し上げます。</p> <p>当申請の譲受人は であり譲渡人は さんの父、 さんです。 さんは、農業者年金の経営移譲年金を受給されており、その受給を受けるため平成元年に さんに経営移譲をしております。そのため、本申請地は農業者年金制度上、特定処分対象農地という形で、転用や所有権移転など制限がかかっている状態になっております。同じ根岸の さんとの間で、もともと交換してあった土地だということで、今回登記名義の変更を希望されており、 さん名義のまま所有権移転となると制度上、経営移譲年金が支給停止になってしまうということで、まずは さんへ贈与をしたいということで申請が出されたものです。</p> <p>次に、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、本申請は親子間での贈与であり、同一世帯となっておりますので世帯としての耕作面積等に変化はないことなどからいずれにも該当しないものと思われまます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区副担当及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第7号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第7号、農地法第3条①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

会 長	<p>全員賛成ですので、議案第7号、農地法第3条①は許可決定いたします。 議事が終了しましたので、[]委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>([]委員着席)</p>
会 長	<p>[]委員に報告します。議案第7号、農地法第3条①は原案のとおり決定 されました。</p> <p>次に、議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請について上程いたしま す。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第8号、農地法第5条①について、中根松地区推進委員、江田利光委員の 調査報告および意見を求めます。</p>
江田委員	<p>中根松地区担当推進委員、江田利光です。</p> <p>議案第8号、農地法第5条①についての調査報告、および意見を申し上げます。 譲渡人、背戸谷地、[]さん、松野入、[]さん。譲受人、松野入、 []さん、[]さん。以下記載のとおりです。</p> <p>11日午後2時、前回8月の農振除外の申請の調査同様、地区副担当の会田委 員および譲渡人譲受人立会いの下、現地に行って調査をしてまいりました。[] []さんと[]さんは祖父と孫、[]さんと[]さんは親子関係でありまし て、申請の理由は、[]さん、[]さんが家を建てたいということで[] []さんの土地を贈与することにしたということです。また、[]さんから譲 り受ける一部の土地も円満に譲り受ける話がまとまり、調査事項であります一般 基準の申請目的、実現性、確実性に関する項目、および周辺農地の営農条件への 支障に関する項目、その他の項目について該当する項目がなく、今回の転用につ いて何ら問題ないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、土地改良事業等の施行 に係る区域内にある農地のため第1種農地となりますが、農地転用基準である集 落接続事業に該当するもので転用は可能と判断いたしました。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用に必要な資力、信用については、 全額借入金で賄う計画であり金融機関からの融資に係る書類も添付されており 問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこと になっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利 用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しない</p>

	<p>ことになっていますが、30年4月末までに工事完了予定であり該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、道路法第24条許可については許可見込であり該当しません。</p> <p>法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地として使用する土地は申請人の父の所有地であるため該当しません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、住宅敷地として適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、住宅建設が目的ですので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、土砂の流出については被害を及ぼさないよう土留め等の措置を講ずること、また用排水施設については、汚水は合併浄化槽による処理、雨水は自然浸透および既設側溝に放流する措置を講ずる計画であり、いずれも問題ないものと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第8号、農地法第5条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第8号、農地法第5条①について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第8号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第9号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第9号①について、簗輪・袖山地区推進委員、関根榮治委員の調査報告および意見を求めます。</p>
関根委員	<p>はい。簗輪・袖山地区担当推進委員の関根です。</p> <p>議案第9号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項についての調査</p>

	<p>結果を報告いたします。</p> <p>申請人、簗輪、 さん。11日午後6時より副担当の小針委員および申請人立会いの下、聞き取り調査をしてみました。申請の事由は、コンビニエンスストアの駐車場敷地とするため、農用地から除外をしたいということです。</p> <p>調査項目であります農振除外の5要件のいずれも満たしていると思われ、除外は問題ないものとみてきましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。補足説明を申し上げます。</p> <p>本申請地は、簗輪の国道118号と旧国道が交わる三角地帯にある農地でございます。今回の申請は、セブンイレブンジャパンがコンビニエンスストアの建設にあたり、本申請地が農振農用地となっていることから除外後でないと転用申請できないため、除外申請が提出されたものです。除外の決定は町が県と協議して行うものですが、事前に農業委員会に意見を聞くこととされており、今回議案に上がったところでございます。農用地区域から除外する際には、除外の5要件がございまして、それらに問題がないか、また除外後に転用許可の見込みがあるかどうかにより農業委員会として総合的に意見を出すものとなります。まず要件の一つ目となる必要性、代替性についてですが、必要性についてはコンビニ建設をするということであり、代替性については一定の整形地を確保できることや周辺住民の利便性、店舗としての集客などを考慮し選定されていることからやむを得ないと思われまして、二つ目の農用地等の土地利用上の効率・総合的な利用、三つ目の担い手等に対する農地の集積、四つ目の農用地等の利用上必要な施設、それぞれへの支障については、本申請地の周りは道路や林に囲まれており農地の拡がりをもっていないため問題ないものと思われまして、五つ目である基盤整備から8年経過の要件については、本申請地は基盤整備地ではないため該当いたしません。また、除外後の転用許可の見込みについては、本申請地は第2種農地に該当しますが、事業計画は本申請地でなければ達成できないものであり許可可能であると思われまして、以上を考慮し、農業委員会としての農用地区域からの除外について異議ないかご審議いただき、意見の決定をいただきたいと思います。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第9号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第9号、①について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第9号、①は異議なしと意見決定いたしました。 次に、議案第10号、農業経営改善計画書の認定に係る意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読および説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>引き続き説明に入りますが、今回の案件は、農業経営改善計画書の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。</p> <p>認定においては、農協、普及所などの関係機関で構成された審議会において審議することとなっておりますが、迅速な認定のため文書での意見を求められたことにより議案にかけ意見決定をするものです。計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。</p> <p>皆様のお手元に計画書の写しを配布してありますので、ご覧いただきたいと思っております。今回の認定申請者の■■■■さんは、農業委員会前会長の■■■■さんの息子さんとなります。今回、■■■■さんは経営を全て息子さんに移譲したいとのことで認定申請がなされております。営農類型は水稻となっております。構想に沿った計画であるかですが、5年後の目標が構想にある年間農業所得額300万及び年間労働時間1,900時間程度とされた内容を超える形での計画となっております。この写しの認定申請書の3枚目の⑦にありますとおり、目標達成のための措置等の内容も各項目記載がなされております。浅川町農業委員会として、■■■■さんの経営改善計画書は基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>なお、計画書の写しについては個人情報関係上、回収させていただきますので、審議終了後は机上に残してお帰りいただきますようお願いいたします。</p> <p>この、いわゆる認定農業者になるもので、先ほど町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのが、このちょっと厚い冊子となっております。この構想に沿った計画であるということですので、審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より議案の朗読及び説明が終わりました。本申請人は大草の方となりますが、大草地区推進委員、佐川光一委員の方でご意見がありましたら発言願ひます。</p>
<p>佐川委員</p>	<p>はい。大草地区の佐川光一です。よろしくお願ひします。</p> <p>今回の■■■■さんの認定に関してですが、どこの地区も担い手不足が深刻な中であって、このように若い方が認定農業者となり農業に従事していくということは、当大草地区にとっても大変良いことだと思います。従いまして、認定に関して私としましては全く異議がございません。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第10号について質疑を許します。</p> <p>議案第10号について、質疑ございませんか。</p>

<p>会 長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第10号の認定について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第10号、農業経営改善計画書の認定については異議なしと決定いたします。 次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。 なければ事務局の方からお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。では、先ほど会長から話がありました表彰についての内容を読み上げたと思います。</p> <p>【表彰状読み上げ】</p>
<p>会 長</p>	<p>ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局長</p>	<p>今回の総会ですが、12月15日金曜日午後3時を予定しております。例年12月の総会時に忘年会を行っておりまして、そのため時間につきましては午後3時からを予定しております。総会と併せて忘年会を予定しておりますので、ご了解いただきたいと思います。 会計報告が2件ありますので、ご覧いただきたいと思います。 それから、農業者年金加入推進のための資材の配布があります。 マイナンバーについては源泉徴収、いわゆる報酬を支払う際に所得税を源泉することになっており、税務署に報告する際にマイナンバーが必要になりますので、別紙の用紙に記入していただいて、それを確認するために通知カードあるいはマイナンバーカードがあればご持参いただいて、それを事務局で再チェックした後にお返しするようなことになります。 農地利用意向調査についてですが、これについては木谷の方から説明いたします。</p>
<p>木谷主査</p>	<p>農地利用意向調査についてということで、皆様にお配りをさせていただいております。こちらですが、8月から農業委員、推進委員の皆様にご協力いただきました、農地利用状況調査を取りまとめいたしました、私の方でも1か月くらいかけて現地を何件か確認させていただいて、若干の調整等を加えて調査の結果を整理しました。その中において、A分類の再生利用が可能と思われる農地の方につきましては、農地利用意向調査というものを実施する形になっております。こちらを11月末までに発送するというような形で、国の方からスケジュールが示されている関係から、今月末にこちらの方を所有者の方に郵送したいと考えております。依頼文と説明書き等は、これまで同様私の方で作った内容を付けまして、</p>

	<p>利用意向調査書と回答書につきましては国の方で様式が定められておりますので、調査票と回答書、記載例を同封しまして郵送させていただきたいと思っております。最後のところに今回郵送される予定の方のリストがありますが、個人情報ということもありますので、取扱注意という形で記入させていただいておりますが、合計で84名の方に郵送する予定でおります。こちらは1月末までが回答期限ということになっておりまして、回答がない場合等につきましては各地区の農業委員さん、推進委員さんにご協力いただくようなこともあるかと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。このA分類の農地なのですが、昨年度までに農地中間管理機構に貸し付ける等の意向を示された方につきましては、こういった調査票はいかないことになっておりますので、それ以外の方になります。各調査において遊休化しているとされているものも今回はその中に含めております。</p> <p>昨年の調査でも約200名にこの調査が行っておりまして、各農業委員さんの方にも問い合わせ等もありました。事務局に問い合わせがあったものと、調査の中身についての質問がありまして、依頼文の方にある税制改正に伴い固定資産税の課税が強化されることとありますという部分で、心配される方もおると思っております。そちらにつきましては、まず1点目としまして、誰にも貸さずそのまま荒らしておくというような場合でない限りは、機構に貸し付けしてもいいという意味を示す③の農地中間管理事業を利用しますと表明していただければ、その時点で固定資産税の課税が強化されるということはありません。自ら耕作するかそういったものを選んでいただいた場合、そのように耕作が再開されず、なおかつ中間管理機構がその農地を例えば基盤整備内の条件の良いので機構が取り扱う対象の農地だと判定されたものにつきましては、課税が強化されるような形になりますので、課税強化と言いましても、なかなかその対象になる農地は少ないと思っておりますが、もし問い合わせがありましたら、そのようにお答えいただければよろしいかと思っております。それから、農地の場所が分からないということもありまして、昨年は農業委員さんの方に航空写真入りの調査用図面をお渡ししてありまして、直接農業委員さんに場所を教えてもらいたいという問い合わせをされた方もおりますし、事務局の方に問い合わせをいただいた方もおりました。もし農業委員さんや推進委員さんの方に、場所が分からないという問い合わせがあった場合には、航空写真入りのもので探していただいて、場所を教えていただければと思っております。以上です。</p>
会 長	<p>ただいまの件について、何か質問等ございましたらお願いします。</p> <p>それでは、ないようですので、本日の議案と報告は全て終了となりますがあらためて何か質問等ありましたら。</p> <p>なければ、第5回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願ひます。礼。ご苦勞様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)